

○小山町定住促進事業助成金交付要綱

平成24年5月31日

告示第76号

改正 平成26年3月20日告示第25号

平成28年1月19日告示第4号

(趣旨)

第1条 町長は、良好な住環境を実現し町外からの移住者の増加及び町外への人口流出を抑制することにより定住人口の拡大を図るため、町への転入者及び町内に住所を有する者による居住用土地の購入、住宅の購入及び賃貸住宅等への居住に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。その助成金の交付に関しては、小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和51年小山町規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 居住用土地 1年以内に住宅の建築を目的に、売買契約によって町内の土地を取得することをいう。

(2) 住宅の購入 自己の居住の用に供するため、売買契約によって町内に延べ床面積80平方メートル以上の住宅（以下「住宅」という。）を取得することをいう。

(3) 住宅の賃貸 自己の居住の用に供するため、賃貸借契約によって町内に借家を借りることをいう。

(4) 北駿材 小山町及び御殿場市において生産され、かつ、小山町及び御殿場市内で製材業を営む者により製材された木材をいう。

(5) 北駿材使用住宅 次の要件を満たした木造住宅をいう。

ア 木造住宅に使用される木材の総使用量(延べ床面積(居住部分に限る。以下同じ。)の値に0.2を乗じて得た値をいう。以下「木材総使用量」という。)のうち、30パーセント以上が、静岡県産材証明制度による県産材販売管理票の証明がある製品であること。

イ 小山町及び御殿場市内に事業所を有する大工、工務店等によって建築される住宅であること。

(助成の対象事業)

第3条 助成の対象事業は、別表第1に掲げるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表第2に掲げる額とする。

(交付の申請)

第5条 居住用土地購入、住宅購入又は住宅の賃貸による助成金の交付を受けようとする者（以下「定住促進助成金交付申請者」という。）は、契約締結又は所有権移転完了後に定住促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯全員が記載されているもの）
- (2) 土地・建物の登記事項証明書（所有権移転後の登記事項証明書）
- (3) 購入費用を証する契約書等（契約書、請求書、領収書の写し）
- (4) 付近の見取り図・写真
- (5) 市町村税の納税証明書
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 北駿材使用住宅建築による助成金の交付を受けようとする者（以下「北駿材使用住宅助成金申請者」という。）は、上棟（棟木を取り付けることをいう。以下同じ。）の予定日の1か月前までに定住促進事業助成金交付申請書（北駿材使用住宅）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第8条第1項に規定する建築工事届の写し
- (2) 建築位置図
- (3) 各階平面図
- (4) 市町村税の納税証明書
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、定住促進事業助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）又は定住促進事業助成金（交付・不交付）決定通知書（北駿材使用住宅）（様式第4号）により定住促進助成金交付申請者又は北駿材使用住宅助成金申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 助成金の交付決定を受けた定住促進助成金交付申請者又は北駿材使用住宅助成金申請者(以下これらを「助成対象者」という。)は、助成事業の申請内容変更、中止又は廃止をしようとするときは定住促進事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の助成金交付決定通知書の写し
- (2) 次条の変更等承認通知書の写し(承認を受けている場合に限る。)
- (3) 変更等の内容が分かる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(変更等の承認)

第8条 町長は、前条に規定する変更等の承認申請を受けたときは、その内容を審査し、定住促進事業変更等承認通知書(様式第6号)により助成対象者に通知するものとする。

(事業の報告)

第9条 北駿材使用住宅の助成対象者は、上棟の日から起算して10日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、定住促進事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 静岡県木材協同組合連合会の発行する北駿材産地及び出荷証明書(様式第8号)
- (2) 木材及び上棟を確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(助成金の額の確定)

第10条 町長は、第6条の規定により定住促進助成金交付申請者に交付決定の通知をしたとき又は前条の報告を受けたときは、速やかにその内容の審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、定住促進事業助成金確定通知書(様式第9号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の通知を受けた助成対象者は、定住促進事業助成金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第12条 町長は、第6条の規定により通知を受けた助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第10条の規定により通知した後においても同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に定める助成金の交付要件を欠くに至ったとき又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消し部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を決めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年6月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成金の交付決定を受けた者については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (平成26年3月20日告示第25号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年1月19日告示第4号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

助成の対象事業	助成の条件	
居住用土地購入	町への転入者及び現に町内に住所を有する者による居住用土地の購入。ただし、右欄のいずれにも該当しないこと。	(1) 町内に自己所有の住宅を有していること。 (2) アパート、賃貸住宅等の営業を目的とすること。
専用住宅購入	町への転入者及び現に町内に住所を有する者による住宅の購入。ただし、右欄のいずれ	(3) 個人以外の法人等であること。

	にも該当しないこと。	(4) 持分が2分の1未満であること。
併用住宅購入	町への転入者及び現に町内に住所を有する者による、住宅部分の面積割合が2分の1以上かつ住居部分の床面積が80m ² 以上の住宅の購入。ただし、右欄のいずれにも該当しないこと。	(5) 賃貸借契約の相手方が法人であること。 (6) 市町村税に滞納のあること。 (7) 世帯の中にいずれかの助成の対象事業について助成を受けている者がいること。
住宅の賃貸	町への転入者及び現に町内に住所を有する者で、借家の所在地に住民票登録ができるもの。ただし、右欄のいずれにも該当しないこと。	
北駿材使用住宅建築	町への転入者及び現に町内に住所を有する者による北駿材使用住宅の建築。ただし、右欄（(7)を除く。）のいずれにも該当しないこと。	

別表第2（第4条関係）

区分	町への転入者	現に町内に住所を有する者
居住用地購入 専用住宅購入 併用住宅購入	仲介手数料相当額の1/2 (限度額：50万円)	仲介手数料相当額の1/3 (限度額：30万円)
住宅の賃貸	仲介手数料相当額 (限度額：5万円)	仲介手数料相当額 (限度額：3万円)
北駿材使用住宅建築	限度額を50万円とする。 ※静岡県実施の「住んでよし しずおか木の家推進事業」との併用可能	

備考 1, 000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



定住促進事業助成金交付申請書

小山町定住促進事業助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

土地又は住宅の所在地	小山町
居住開始予定年月日	年 月 日
契約の種別	居住用地購入・住宅購入・住宅の賃貸
契約年月日	年 月 日
購入に係る費用(媒介手数料・仲介手数料)	円
宅地建物取引業者等	登録番号 住所 氏名 電話番号

添付書類

- 住民票の写し(世帯全員が記載されているもの)
- 土地・建物の登記事項証明書(所有権移転後の登記事項証明書)
- 購入費用を証する契約書等(契約書、請求書、領収書の写し)
- 付近の見取り図・写真
- 市町村税の納税証明書
- その他町長が必要と認めるもの

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



定住促進事業助成金交付申請書(北駿材使用住宅)

小山町定住促進事業助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

建築場所	小山町	
建物概要	木造 階建 延べ床面積	m ²
上棟予定年月日	年 月 日	
木材使用 (見込)	北駿材使用量	(A)
	木材総使用量	(延べ床面積の値)×0.2=(B)
	北駿材使用割合	(A)÷(B)×100= %
建築請負業者 又は住宅販売 者等	住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
木材納入業者	住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	

添付書類

- 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証の写し又は建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第8条第1項に規定する建築工事届の写し
- 建築位置図
- 各階平面図
- 市町村税の納税証明書
- その他町長が必要と認めるもの

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

定住促進事業助成金(交付・不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった定住促進事業助成金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事由 交付 ・ 不交付 (理由:)
- 2 助成対象限度額区分
土地購入 50万円・30万円
住宅購入 50万円・30万円
住宅の賃貸 5万円・3万円
- 3 購入等に係る費用
(媒介・仲介手数料) 円
- 4 交付決定額 円

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

定住促進事業助成金(交付・不交付)決定通知書(北駿材使用住宅)

年 月 日付で申請のあった定住促進事業助成金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事由 交付 ・ 不交付 (理由:)
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定の内容
年 月 日付けの申請書に記載された内容のとおり。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



定住促進事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号により助成金の交付決定を受けた
定住促進事業を次のとおり変更・中止・廃止することについて承認を受けたいので、関係
書類を添えて申請します。

記

1 変更・中止・廃止の内容及び理由

2 変更助成金交付申請額 円

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

定住促進事業変更等承認通知書

年 月 日付で申請のあった定住促進事業変更・中止・廃止について、次のとおり承認したので通知します。

記

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 承認の内容

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



定住促進事業実績報告書(北駿材使用住宅)

年 月 日付け 第 号により助成金の交付決定(変更等承認)のあつた定住促進事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 建築場所 小山町
- 2 上棟日 年 月 日

添付書類

- 静岡県木材協同組合連合会の発行する北駿材産地及び出荷証明書(様式第9号)
- 木材及び上棟を確認できる写真
- その他町長が必要と認める書類

様式第8号(第9条関係)

北駿材産地及び出荷証明書						
建築業者所在地				建築場所	小山町	
建築業者名称				申請者氏名		
	名称	樹種	長さ(m)	断面寸法 (cm)		木材量 (m ³)
				縦	横	
構造用製材						
造作用製材						
木質建材						
合 計						m ³

上記の木材は、北駿材であることを、県産材販売管理票を添えて証明いたします。

年 月 日

住所
名称



様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

定住促進事業助成金確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した助成金の交付について、次のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第10号(第11条関係)

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



定住促進事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号により助成金額確定の通知を受けた
定住促進事業助成金について、次のとおり請求します。

記

1 交付請求金額 円

2 口座振替先

金融機関	銀行	口	フリガナ	
	金庫		名義人氏名	
	農協	座	種類	口座番号
	本店		1 普通	
支店	2 当座			
支所	3 その他			
出張所	()			

- 様式第 1 号 (第 5 条関係)
- 様式第 2 号 (第 5 条関係)
- 様式第 3 号 (第 6 条関係)
- 様式第 4 号 (第 6 条関係)
- 様式第 5 号 (第 7 条関係)
- 様式第 6 号 (第 8 条関係)
- 様式第 7 号 (第 9 条関係)
- 様式第 8 号 (第 9 条関係)
- 様式第 9 号 (第 10 条関係)
- 様式第 10 号 (第 11 条関係)